

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

大田市長 **楯野弘和**

#### 大田市規則第55号

大田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則  
大田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大田市規則第16号の2）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 3 教育・保育給付認定保護者が、市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に居住する者であるときは、これらの者を市の区域内に居住する者とみなして、市町村民税所得割の額を計算するものとする。
- 4 教育・保育給付認定保護者が次に掲げる要件を満たす場合において、市町村民税所得割の額は、当該教育・保育給付認定保護者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなして計算するものとする。
  - (1) 市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。
  - (2) 婚姻をしたことがないこと。
  - (3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
  - (4) 地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること
- 5 教育・保育給付認定保護者が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、市町村民税所得割の

額は、当該教育・保育給付認定保護者を地方税等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）による改正前の地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫とみなして計算するものとする。

- (1) 市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。
- (2) 地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。
- (3) 市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であること。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の大田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成30年9月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年8月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。